平成２３年（フ）第２８号
岐阜県高山市下切町444番地２
債務者　岡田　知子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１６３０号
名古屋市南区東又兵ヱ町２丁目４番地
債務者　安田　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２号
三重県伊賀市円徳院1149番地
債務者　瀬古　正美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６３号
三重県伊賀市円徳院1149番地
債務者　瀬古　好美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２１４号
大津市稲津１丁目13番26号
債務者　西野　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４０号
滋賀県草津市大路２丁目６番３号
債務者　山本　孝和
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７５号
大津市二本松５番46号
債務者　黒川　　綠
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８０号
大津市大平２丁目33番５―506号石山南団地
債務者　松田　康彦
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８４号
滋賀県草津市西渋川１丁目11番８号、前住所
大津市平津２丁目16番22号
債務者　石坂　直人
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９９号
大津市中央２丁目３番26号　大津中央小堀マンションＧ５号
債務者　奥津　　潤
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７５号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地14―502
債務者　齊藤　梨沙
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４５号
京都府宇治市槇島町月夜６番地の１　朝日プラザ宇治705号
債務者　桒山加奈子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９２号
京都府八幡市西山足立23番地５
債務者　中村こと　金　　星子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５８号
京都市北区紫竹下緑町28番地３　プチトウリアーノ301
債務者　松田　和男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８６号
京都市山科区椥辻西浦町41番地21　グランデール山科203号
債務者　小山　政治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８８号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ２棟709号
債務者　伊奈早百合
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００８号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５―７棟601号
債務者　寿し居酒屋こばやしこと　小林多賀夫
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係